

# 幼児教育・保育の無償化について

(認可外保育施設等の利用案内)

お問い合わせ

〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜31番地

いなべ市役所

健康こども部 保育課

TEL 0594-86-7823

FAX 0594-86-7864

いなべ市

# はじめに

令和元年10月から開始された幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるためには、事前に申請が必要となります。

つきましては、この案内をご覧ください、いなべ市役所保育課へ申請してください。

- 1 認可外保育施設等について
- 2 無償化の対象となる方
- 3 認定申請について
- 4 申請に必要な書類
- 5 利用にあたって必要な費用について

# 1 認可外保育施設等について

認可外保育施設等とは、①認可外保育施設（届出済。ベビーシッターを含む。）、②一時預かり事業、③病児保育事業、④一時預かり事業、⑤ファミリーサポートセンター事業等のことです。

# 2 無償化の対象となる方

いなべ市から「保育の必要性の認定」を受けた、3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童、もしくは0歳児クラスから2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の児童で、保育園等を利用していない場合、無償化の対象となります。

# 3 認定申請について

認可外保育施設等を利用される方が、無償化の対象となるためには、いなべ市から「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受ける必要があります。

申請後、いなべ市が審査を行い、保育の必要性が認められる場合、認定決定通知書を交付します。

※認定決定通知書には、認定区分、認定期間等を記載しています。なお、認定変更の申請の場合は認定変更決定通知書が交付されます。

※保護者の居住地等、認定要件を満たさない場合は、認定できません。また、認定の有効期間内において認定要件を満たさなくなった場合は、認定を取り消します。

## (1) 認定区分

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法 19 条 1 号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法 30 条の 4 1 号認定	施設等利用給付認定	
ウ	法 19 条 2 号認定/3 号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法 30 条の 4 2 号認定/3 号認定※	施設等利用給付認定	

教育・保育給付認定（ア、ウ）は、保育所等や幼稚園（施設型給付園）、認定こども園を利用する際に支給される「子どものための教育・保育給付」を受けるための認定です。施設等利用給付認定（イ、エ）は、幼児教育・保育の無償化により支給される「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。それぞれの認定について、保育の必要性がない場合に「1号認定」、保育の必要性がある場合には、年齢に応じて「2号認定」又は「3号認定」に分かれます。

※2号認定・・・3歳児クラスから5歳児クラスまで  
3号認定・・・0歳児クラスから2歳児クラス

## (2) 認定される児童

保育の必要性が認められる児童は、保護者が次の①～⑩のいずれかの要件に該当する場合です。

※市町村によって異なります。

- ① 就労 保護者（父・母、又は父母に代わる人）が仕事をしている。  
〔令和4年4月2日以降に出生した児童の入園については  
ひと月に48時間以上の就労を状態とすることが必要です。  
報酬が発生しない場合（手伝い等）は、該当しません。〕
- ② 母親の出産等 母親の出産前後。  
〔入園期間は出産月とその前後2か月間（最長で5か月間）です。  
出産予定で申請される場合、支給認定期間は出産予定日を基準日と  
決定した後、実際に出産された日を新たな基準日として変更  
（退園の時期が前後）する場合があります。予定月以外で出産されま  
したらお知らせください。〕
- ③ 疾病・障害等 保護者が病気、負傷又は心身に障害がある。
- ④ 病人の看護等 その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人が  
いて、保護者がいつもその看護にあたっている。
- ⑤ 居宅の災害 居宅が火災・風水害・地震などの被害にあい、保護者がその復旧  
にあたる。
- ⑥ 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っている。  
〔認定期間は3か月間です。ただし、「施設等利用給付認定変更申請  
書」、「家族の状況申告書」、「求職状況報告書」、の提出により、  
3歳児以上は、認定期間を3か月間再認定し、継続します。  
0、1、2歳児の延長は、1回のみです。  
就労が決まった場合は、速やかに就労（内定）証明の提出をお願い  
します。〕
- ⑦ 就学・職業訓練 保護者が就学又は、職業訓練を行っている。
- ⑧ 児童虐待・DV 児童虐待・DVにより、保育困難であると市が認めた場合
- ⑨ その他 市長が認める前各号に類する状態にある。

## 4 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りがないことをご確認の上、提出してください（提出した書類は返却できませんので、必要に応じてコピー等を保管してください。）。

### (1) 全ての方が必要な書類

必要な書類	注意点
・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（2号認定／3号認定）	両面記入してください。
・個人番号届出書 ※直接、いなべ市役所保育課でお手続きをお願いします。	代理の方が提出される場合は、裏面の「委任状」にも必要事項を記入の上、提出してください。
・個人番号確認に必要な書類※1 ・本人確認書類※2	※1 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書それぞれの写し ※2 個人番号カード、運転免許証、パスポートそれぞれの写し
保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書	記入してください。

### (2) 保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況	必要な書類
①就労証明書	父母それぞれについて記入してください。
②家族の状況申告書	②については添付資料も必要な場合がありますので、申告書を確認の上、ご提出をお願いします。 ※父母以外の者が保護者の場合も同様です。

※きょうだいで同時に申請を行う場合は、コピーの添付で構いません。

※保育の必要性の確認は保護者のみが対象となります。

#### 個人番号届出書（マイナンバー）記入の際の注意点

個人番号届出書に記入の際は、申請児童、申請児童の保護者（事実婚・内縁等含む。）の情報を記入してください（保護者の方が、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。ただし、虐待・DV等の理由で同居されていない場合は記入不要です。）。

## 5 利用にあたって必要な費用について

利用料のほかに、通園バス代や行事費、給食費等の実費として徴収される費用もあります。費用については、各施設にお問い合わせください。

(1) 無償化の給付限度額について

幼児教育・保育無償化による給付は、月額 37,000 円が上限となります。

※0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでは、月額 42,000 円。

(2) 無償化による給付の方法について

幼児教育・保育の無償化による給付について、施設等利用料は一旦保護者が施設へお支払いいただきます。施設が発行する領収書等を添付して、給付申請書をいなべ市へ提出した後、市から保護者へお支払いします（償還払い）。

お支払いは、年 4 回（4～6 月、7～9 月、10～12 月、1 月～3 月）を予定しています。請求には期限がありますのでご注意ください。

対象利用月	請求書申請月	支払い月（予定）
4 月から 6 月利用分	7 月	8 月
7 月から 9 月利用分	10 月	11 月
10 月から 12 月利用分	1 月	2 月
1 月から 3 月利用分	4 月	5 月

